

燃料油価格激変緩和事業について

(出口に向けた対応に関する補足説明資料)

2024年12月

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(抜粋)

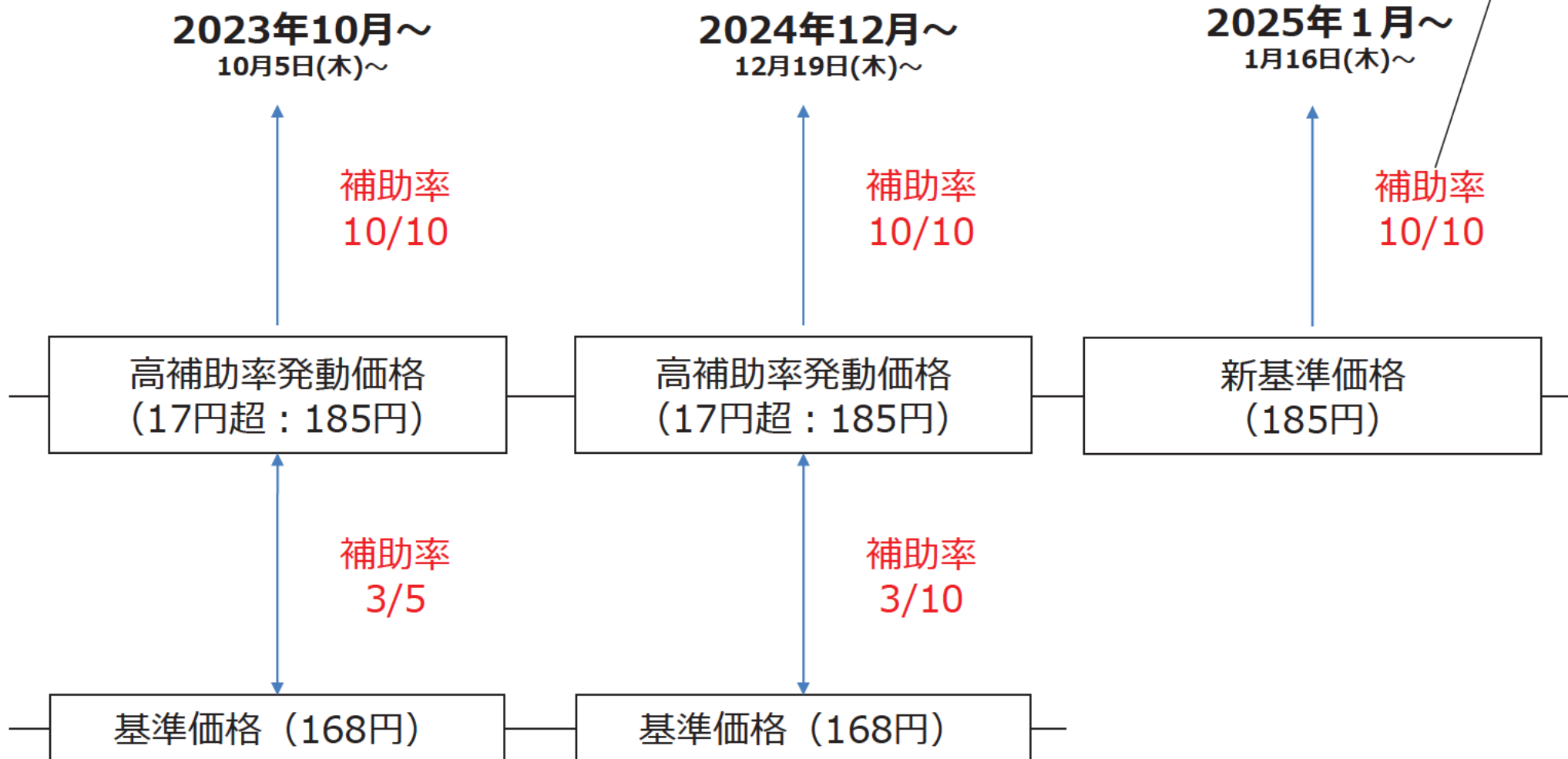
令和6年11月22日 閣議決定

2050年のカーボンニュートラル実現を宣言している中、2022年1月に緊急措置として開始し、今なお継続している燃料油価格の激変緩和事業については、本経済対策策定後の12月から、出口に向けて段階的に対応する。

※具体的には、12月から基準価格（168円）と高補助率発動価格（185円）の間の補助率を月10分の3ずつ見直し、その後、状況を丁寧に見定めながら、185円を上回る価格に対する補助率を段階的に（月の価格変動が5円程度となるよう、原則月3分の1ずつ）見直す。その上で、燃油価格の急騰への備えとして、国民生活への急激な影響を緩和するための対応の在り方について、引き続き検討する。

燃料油激変緩和：段階的な対応に係るイメージ

現行の制度イメージ



(参考) 新制度に向けた手続・スケジュール

12月16日（月） 石油製品価格調査の実施

12月19日（木） 補助率見直し①（見直し後の補助率で計算された補助金の支給開始）
（17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/10）

1月16日（木） 補助率見直し②

（17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率ゼロ）

【2024年12月】

日	月	火	水	木	金	土
15	16 石油製品 価格調査 実施日	17	18 石油製品 価格及び 支給単価 公表	19 補助率 見直し①	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

【2025年1月】

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16 補助率 見直し②	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※毎週月曜に価格調査を行い、水曜日に調査結果と支給単価を公表。元売事業者は木曜日から卸価格に反映。

(参考) 燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給 対象 期間	2022年 1月27日 ～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日 ～ 9月末	～12月末	2023年1月～2024年12月			2024年12月以降	
					2023年 1月～5月	2023年 6月以降	2023年 9月以降		
補助 上限 額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月ま では補助上限 額をゆるやかに 調整 ※補助上限を 35円から25円 まで毎月2円ず つ引き下げ	6月以降、段階 的に縮減する一方、 高騰リスクへの備え を強化 ※25円以下の部 分は、補助率を2 週ごとに1/10ずつ 引き下げ、25円超 の部分は、補助率 を2週ごとに 0.5/10ずつ引き 上げ	17円超の部分 は全額補助とし、 17円以下の部 分は補助率3/5 ※流通の混乱を 防ぐ観点から、9 月の補助率は 3/10とし、10月 以降は補助率を 3/5とする	17円超の185円を上回る部分は全額 補助とし、17円以下の部分は補助率を 毎月3/10ずつ引き下げ 〔2024年12月19日～ 補助率3/10〕 〔2025年1月16日～ 補助率ゼロ〕 ※185円を上回る部分の補助率は、状 況を丁寧に見定めながら段階的に（月 の価格変動が5円程度となるよう、原則 月1/3ずつ）見直す。	
基準 価格	170円 （4週ごと に1円切り 上げ）	172円	168円						185円 （1月16日以降）
対象 油種	ガソリン、軽油、 灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料						
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度一般予備費 等：3,580億円		令和4年度一般 予備費： 2,774億円 令和4年度補正 予算： 1兆1,655億円	令和4年度新型 コロナウイルス感 染症及び原油価 格・物価高騰対 策予備費： 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円 令和5年度補正予算：1,532億円 令和6年度原油価格・物価高騰対策及び賃上促進環 境整備対応予備費：7,730億円			令和6年度補正予算（案）： 1兆324億円	
累計予算額：8兆1,719億円									

燃料油価格抑制の仕組み



卸売価格
(小売店による
仕入価格)

小売価格

補助率引き下げ等に伴う対応要請（適正価格による販売要請）

- ・ 経済対策の閣議決定当日（11/22）、資源エネルギー庁と公正取引委員会の連名で、元売・商社、全石連、中央石油販売事業協同組合等に対し、①適正価格による販売、②不当廉売ガイドライン等を踏まえた対応を要請。

元売・商社、SS事業者に対する要請文の概要

- ✓ 燃料油価格激変緩和事業について、段階的に補助率を引き下げていくことに伴い、卸価格も段階的に上昇していくことになることを解説した上で、当該方針も踏まえて、以下のとおり、引き続き**適正価格での販売を心がけるよう要請。**
- ✓ 併せて、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組むこと、また、本年11月7日の公正取引委員会による警告事案にも留意した上で、**適正価格での販売や、独禁法遵守体制の点検・見直し等を行うよう要請。**

（以下、要請文書抜粋）

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格は、段階的に上昇していくことになります。

つきましては、各事業者におかれましては、このような方針を御理解いただき、引き続き卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけて、今後とも公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

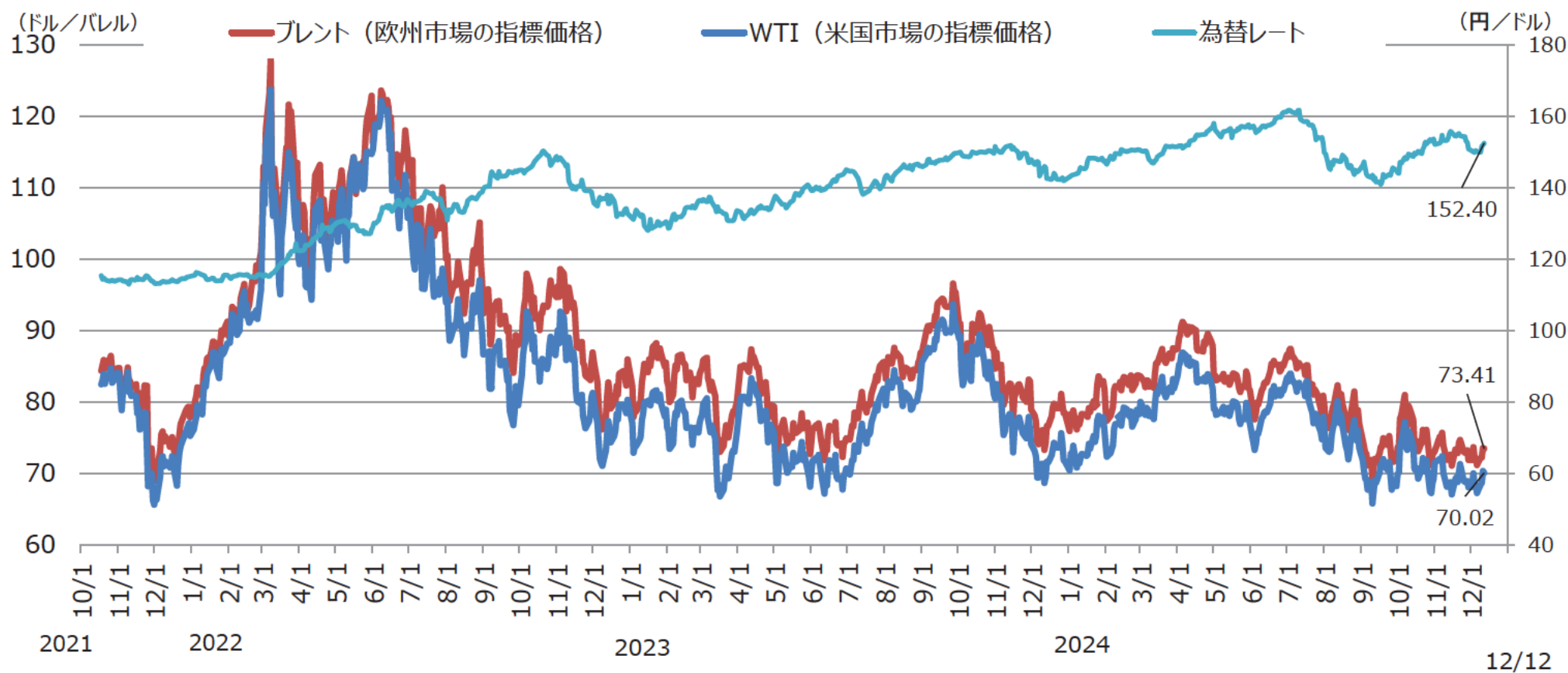
資源エネルギー庁におきましても補助率の段階的な縮小について、消費者に対する積極的な広報に努めていきます。なお、価格モニタリングは引き続き実施いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

また、公正取引委員会は、2024年11月7日、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村において給油所を運営するガソリン等販売業者に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第3号（不当廉売））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、警告を行いました。各事業者におかれましては、上記の公正取引委員会による警告についても御認識していただき、適正価格での販売を心がけていただきますようお願いいたします。

最近の原油価格動向

- サウジアラビア及びロシアが自主的供給削減を2023年末まで延長することを表明したことや、イスラエル・パレスチナ情勢を受けて、原油価格は一時上昇。
- 足元の原油価格は、引き続き、中東やロシア・ウクライナ情勢に伴う地政学リスクへの懸念がある一方で、米国経済の減速懸念もあり、ブレント価格で70ドル台で推移。

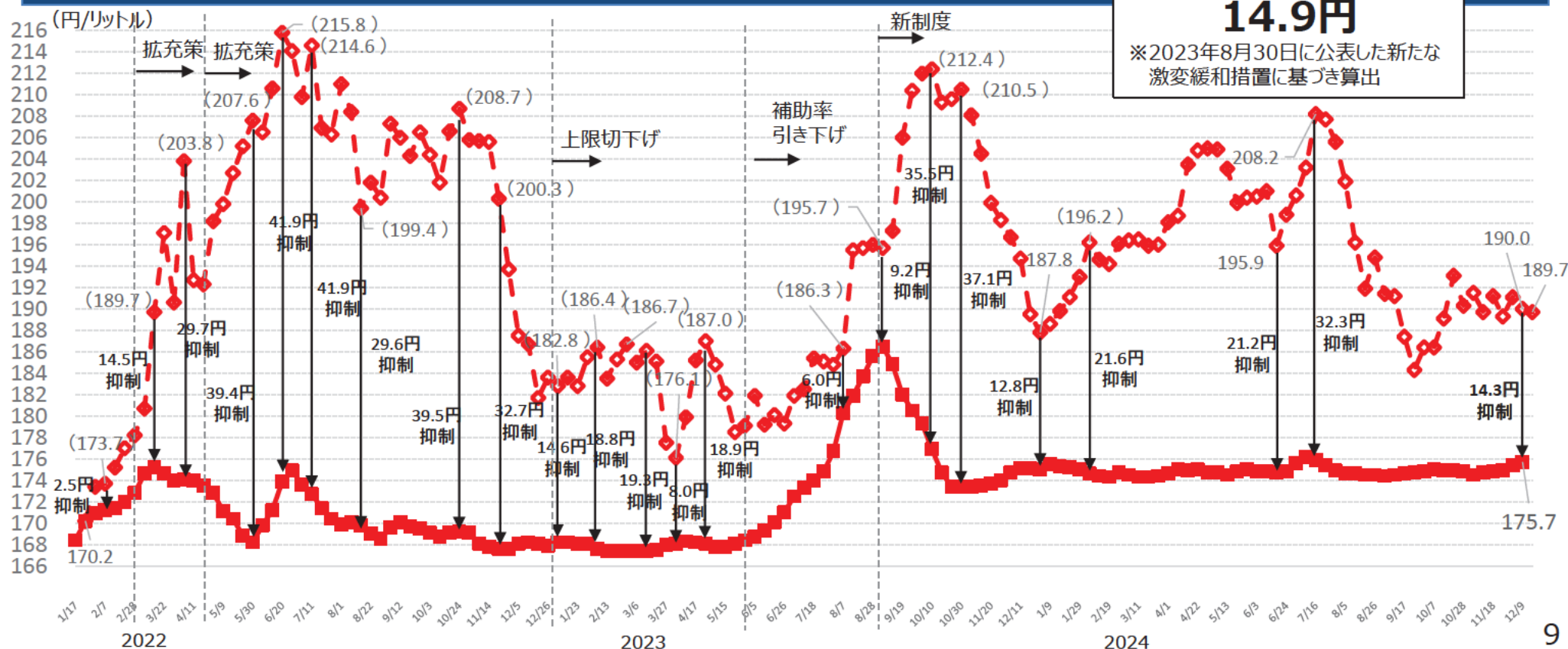
2021年後半からの原油価格の動向



ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果

- 直近の原油価格の上昇分から、12月9日のガソリン全国平均価格は190.0円となると予測されていたが、激変緩和事業の発動により「**▲14.3円**」と抑制され、175.7円（前週比+0.3円）となった。
- 次回12月16日（月）のガソリン全国平均価格は、「直近の価格調査結果（175.7円）+前週の支給額（15.2円）+直近の原油価格の変動分（-1.2円）」から、189.7円と予測される。そのため、「補助率を乗じる前の支給額」は、予測価格と基準価格（168円）の差の21.7円となる。
- 12月12日（木）以降の支給額は、「支給額17.0円（=185.0-168.0）×補助率0.6=10.2円」と「17円超の部分である支給額4.7円（=189.7-185.0）」を合計した**14.9円**とする。

レギュラーガソリン・全国平均価格

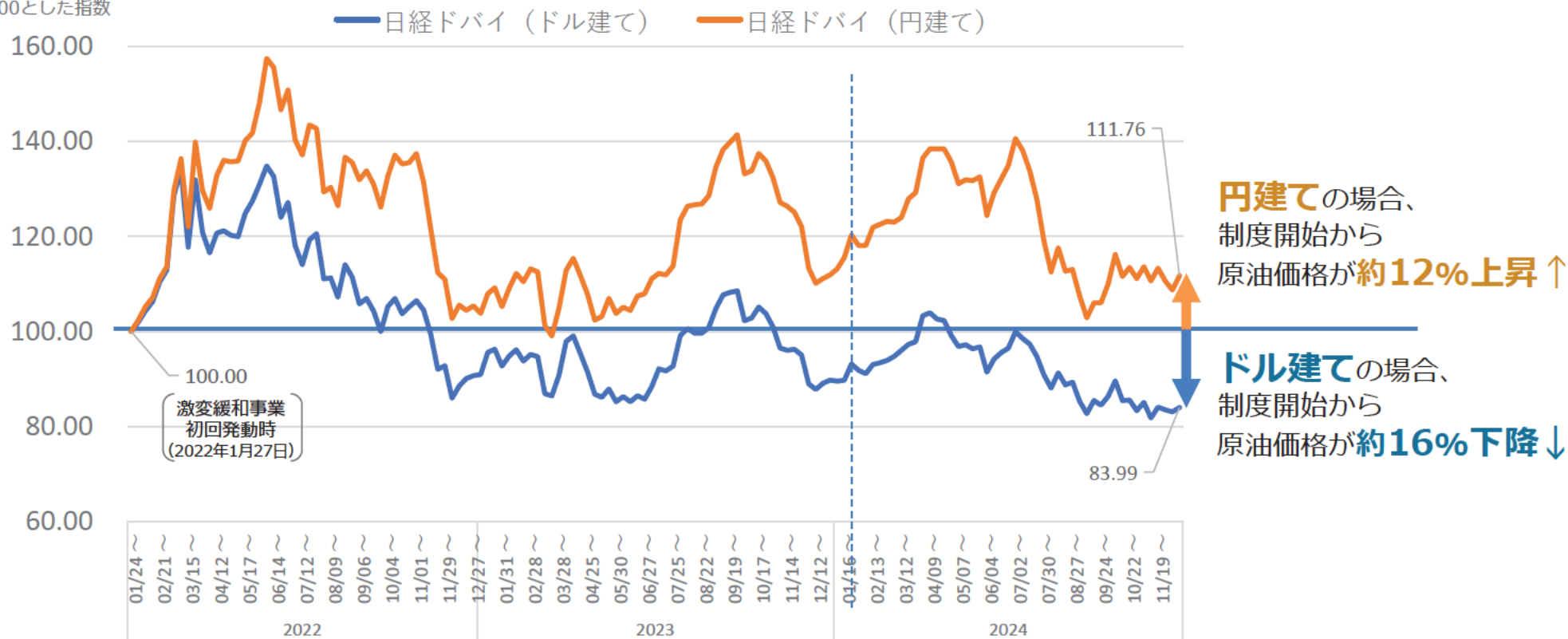




原油価格に対する為替の影響

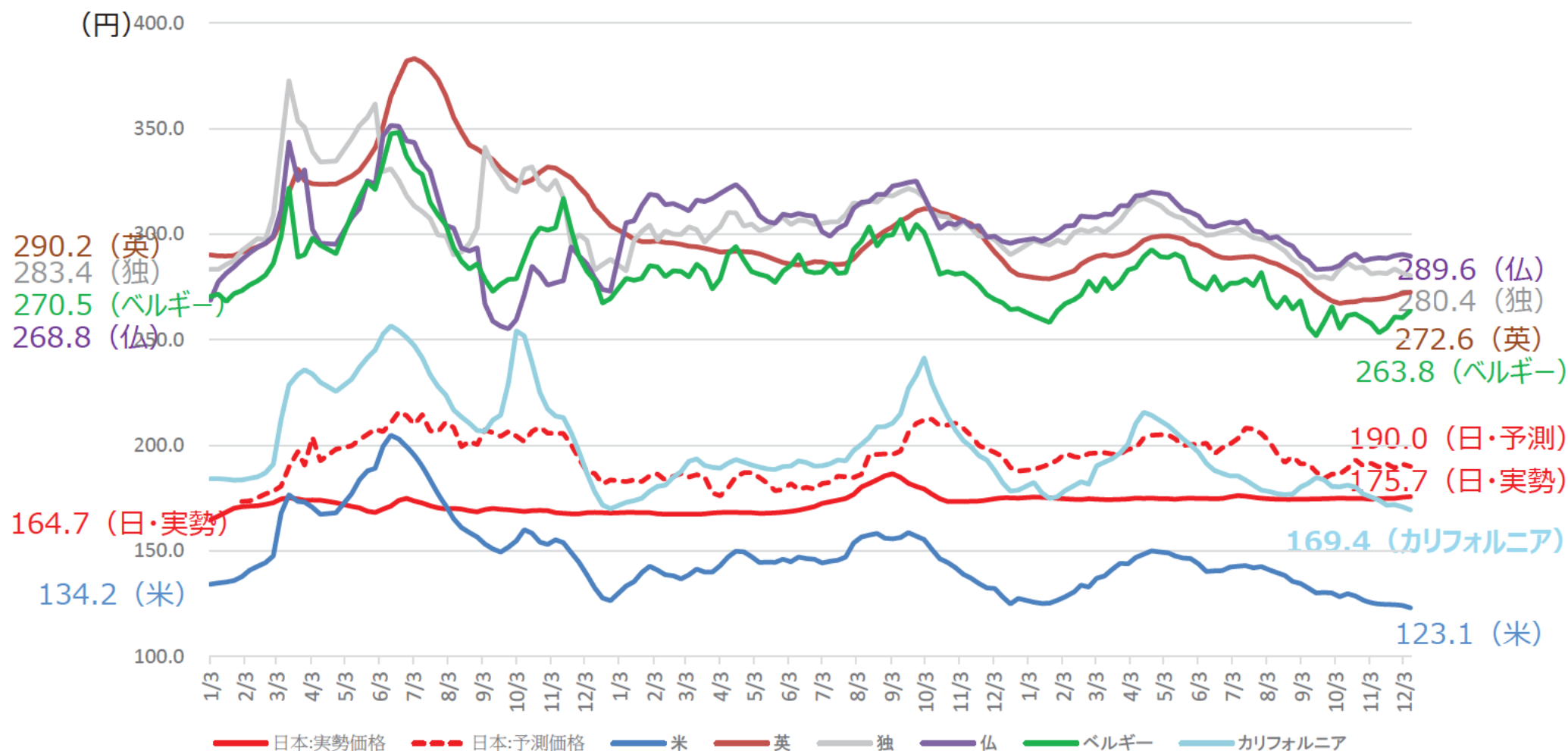
- 円安の影響により、ドル建て原油価格に比べて円建て原油価格は大きく乖離。

2022年1月末を
100とした指数



目米欧ガソリン価格比較 12月9日時点調査

- 日本のガソリン価格は、米国よりも高いものの、欧州各国と比較すると、激変緩和制度による補助がない場合の予測価格であっても極めて低くなっている。



邦貨換算レートは、1ドル=154.85円、1ポンド200.07円、1ユーロ164.95円（令和6年11月中平均TTS 三菱UFJ銀行）

主要国のガソリン価格高騰対策

- 英国を除きG7主要国のガソリン価格高騰対策は、既に終了済み。

		支援策	支援額、税控除	期間
米国	全体	・ 連邦ガソリン税一時停止	・ 18.4セント/ガロン	・ アイデアのみで断念
	メリーランド、ジョージア、コネチカット、ニューヨーク州等	・ ガソリン税等の一時停止	・ 20-30セント/ガロン	・ 2022/4～12月 →予定通り終了済
フランス		・ 燃料価格の引き下げ	・ 10ユーロセント/ℓ	・ 2022/4/1～12/31 →予定通り終了済
イタリア		・ 物品税の引き下げ	・ 30.5ユーロセント/ℓ	・ 2022/3/22～12/31 →予定通り終了済
ドイツ		・ 燃料税の引き下げ	・ 30ユーロセント/ℓ	・ 2022/6/1～8/31 →予定通り終了済
英国		・ 燃料税の引き下げ	・ 5ペンス/ℓ	・ 2022/3/23～1年間 →2025/3まで延長

G7での「化石燃料補助金」の扱い

- 2023年5月のG7広島首脳コミュニケにおいて、「非効率な化石燃料補助金を・・・廃止する」という方向性が再確認されている。
- また、2023年12月13日、COP28 で初めて実施されたグローバル・ストックテイク（GST）（※）の決定文書が採択され、「非効率な化石燃料補助金のフェーズアウト」が盛り込まれた。

※5年に一度実施されるパリ協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況の評価

広島・G7首脳コミュニケ（2023年5月）抜粋

我々は、世界規模での取組の一環として、・・・遅くとも2050年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させるという我々のコミットメントを強調し、他国に対して我々と共に同様の行動を取ることを呼びかける。

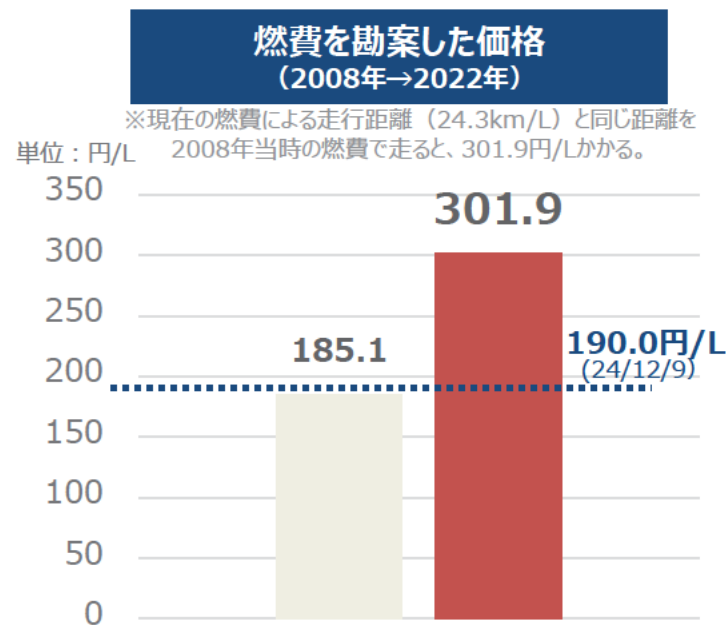
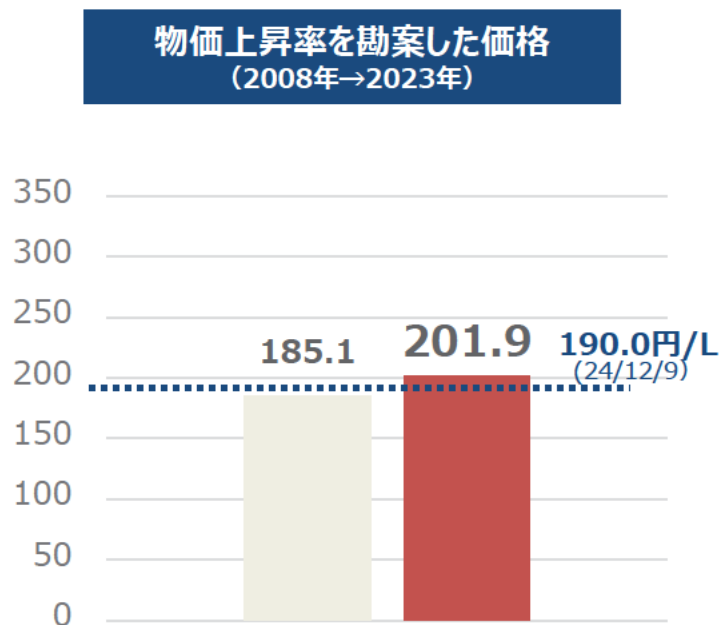
我々は、非効率な化石燃料補助金を2025年又はそれ以前に廃止するというコミットメントを再確認し、全ての国々に同様に取り組むよう従前呼びかけたことを再確認する。

第28回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP28）グローバル・ストックテイク決定文書

- パリ協定と各国の異なる状況、道筋、アプローチを認識した上で、次の世界全体の取組を推し進めることを呼びかける：
 - エネルギー貧困または公正な移行に対応しない非効率な化石燃料補助金のフェーズアウト

各指数（物価上昇率、平均燃費）を踏まえたガソリン価格

- 燃料油価格激変緩和制度の創設以前に史上最高だった2008年のレギュラーガソリンの全国平均価格（185.1円 ※2008年8月4日時点）を基準として、
 - ① 現在までの物価上昇率を加味した価格は、201.9円。
 - ② 現在の乗用車の平均燃費を加味した価格は、301.9円。いずれも、激変緩和制度による補助がない場合の予想価格（190.0円 ※2024年12月9日時点）を上回る水準。

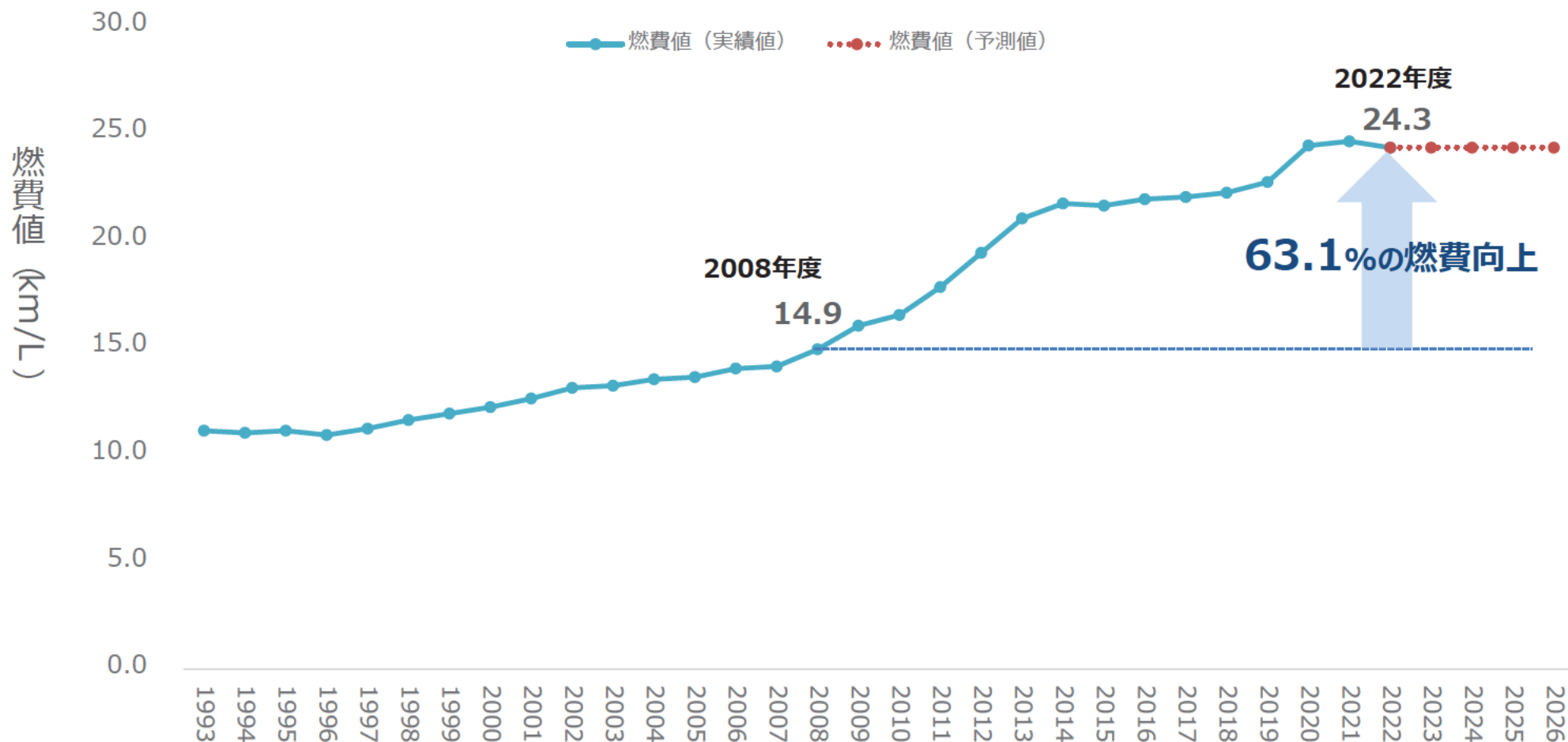


出典：資源エネルギー庁作成

燃料油価格激変緩和制度の創設以前にレギュラーガソリンの全国平均価格が史上最高となった2008年の価格（185.1円）を基準として、2023年の消費者物価指数（総合）及び2022年の乗用車の平均燃費を勘案して価格を算出。

(参考) ガソリン乗用車の平均燃費値の推移

- 乗用車の平均燃費は、2008年から6割以上（14.9km/l→24.3km/l）向上



(出典) 「令和元年度交通政策白書」P49、国交省「令和5年版交通政策白書」P26（国交省自動車局作成。平均燃費値は各年度における出荷台数による加重調和平均により算出。2018年度以降のJC08モードはWLTCモード燃費値のみ取得している車両を除いた値。2008年度以前は10・15モードをJC08モードに換算したもの。）。上記資料をベースに2022年～2026年を追記。当該数値は最新の実績値である2021年の燃費値を横置き。

燃料油支援による各家庭へのインパクト

- 今回の出口に向けた段階的な対応による各家庭における負担増は、**月約360円程度**。

各家庭へのインパクト			
	＜ガソリン＞		
現在	15円/L×36L=540円/月		
見直し①（12月中旬～）	10円/L×36L=360円/月	▲180円/月	} ▲360円/月
見直し②（1月中旬～）	5円/L×36L =180円/月	▲180円/月	
(注1) 支援額はレギュラーガソリン補助なし単価が190円の場合を想定			
(注2) 使用量は2人以上世帯の全国平均購入数量/月を想定（総務省 2022年度家計調査より）			

低所得者向け給付金、重点支援地方交付金による対応

- エネルギーコストを含めた物価高対策については、**燃料油価格激変緩和事業による一律支援のみならず、低所得者向け給付金や、重点支援地方交付金をあわせた、総合的な対応を講じる。**

※ 推奨事業メニュー（0.6兆円）には、厳冬期を迎えることを念頭に、**灯油支援を新たに追加。**

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ.低所得世帯支援枠（0.5兆円）

- 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ.推奨事業メニュー（0.6兆円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

(参考) 交付金を活用した支援事例

地方公共団体が実施する灯油料金対策

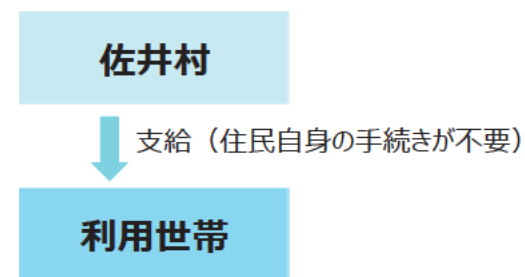
秋田県

- **支援対象**：低所得世帯（非課税世帯）
- **支援方法**：物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担軽減策として、対象世帯に灯油購入費の補助事業を行う市町村を支援する。（県が市町村に対し補助。）
対象世帯への定額支援（各世帯1回のみ・8,000円）
- **予算規模**：約5.5億円



青森県佐井村

- **支援対象**：町内の各世帯
（類似の給付金支給対象世帯は除く）
- **支援方法**：エネルギーや食料品等の物価高騰が続く中、冬季における灯油をはじめとする燃料費等の家計への負担軽減策として、低所得世帯に対し1世帯あたり50,000円（現金）、課税世帯に対し1世帯あたり20,000円（燃料券）を支給。燃料券は灯油の他、ガソリン、軽油、L Pガスの購入に利用可能。
灯油等の燃料購入の支払いに利用し得る
- **予算規模**：約1,740万円（うち国・県補助：1,300万円）



その他の業種別対策①

施設園芸等燃料価格高騰対策

【令和6年度補正予算額 2,880百万円】

<事業の内容>

燃料価格が高騰している状況を踏まえ、**基金への積み増し**を行い、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を支援します。

1. 施設園芸セーフティネット構築事業

施設園芸の省エネルギー対策等に計画的に取り組む産地を対象に、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付します。

※対象燃料：A重油、灯油、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）

2. 茶セーフティネット構築事業

茶の省エネルギー対策等に計画的に取り組む産地を対象に、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付します。

※対象燃料：A重油、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）

<事業の流れ>



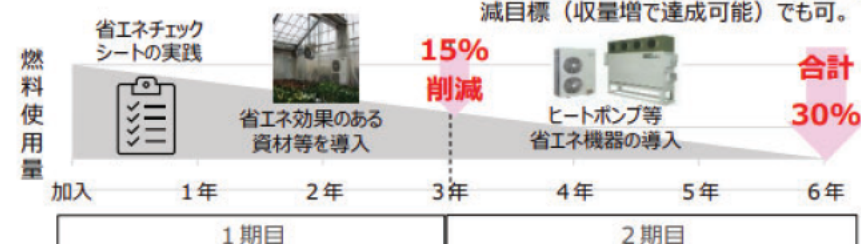
<事業イメージ>

省エネルギー対策計画の策定・実施

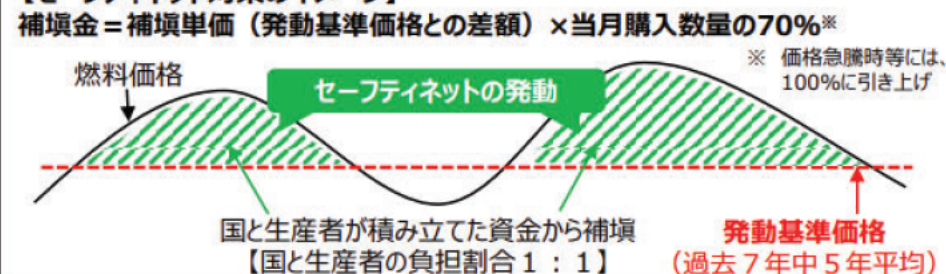
セーフティネット対策

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

【省エネルギー対策計画のイメージ】



【セーフティネット対策のイメージ】



その他の業種別対策②

漁業対策（漁業経営セーフティネット構築事業）

【令和6年度補正予算額 32,145百万円】

<事業の内容>

燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、漁業者・養殖業者と国が資金を積立てます。

燃油・配合飼料の価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。

補填金は、漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担します（燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補填金が支払われます）。

1. 補填基準

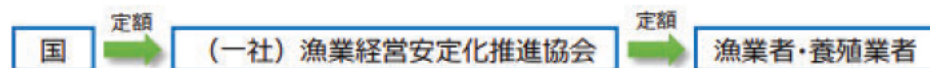
補填金は、四半期ごとに、当該四半期の燃油又は配合飼料の平均価格が7中5平均値*を超えた場合に支払われます。

* 7中5平均値：直前7年間（84ヶ月分）の各月の平均価格のうち、高値12ヶ月分と低値12ヶ月分を除いた5年（60ヶ月）分の平均値

2. 急騰対策

燃油については、補填基準価格を超えない場合でも一定期間に急激な上昇があった場合には補填金が支払われるほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補填金が支払われます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

